

別表1 オプション機能

種類	提供条件
<p>1 留守番伝言機能 （お留守番サービスお留守番サービスEX）</p>	<p>（1） その契約者回線に着信した通話のメッセージの蓄積又は再生及びその契約者回線への着信に対してあらかじめ登録したメッセージの再生をする機能（基本機能）をいいます。</p> <p>（2） 基本機能を利用している契約者回線の契約者は、次のア及びイに定める機能を追加機能として利用することができます。</p> <p>ア 容量拡張機能 蓄積できるメッセージの数及び蓄積したメッセージの保存時間（この欄の備考（5）に定めるところにより、当社がメッセージを消去するまでの時間をいいます。）を拡張する機能。</p> <p>イ 蓄積メッセージ送信機能 この機能を提供するために当社が設置する電気通信設備を用いて、蓄積したメッセージを音声ファイル（音声その他音響に係る情報をいいます。）に変換、蓄積し、パケット通信によりその契約者回線に送信する機能。</p> <p>備考</p> <p>（1） a uデュアル又はU I Mサービスの契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限り提供します。）に限り提供します。</p> <p>（2） 追加機能を利用するときは、当社にその機能の提供を請求していただきます。</p> <p>（3） 当社は、（2）に規定する請求があったときは、その契約者回線について、a u契約者からの申出により基本機能の提供をしていない場合を除き、これを承諾します。</p> <p>（4） 蓄積メッセージ送信機能は、当社が別に定める特定携帯情報端末を利用している契約者回線に限り提供します。</p> <p>（5） 蓄積又は登録したメッセージ若しくは音声ファイルは、当社が別に定める時間経過後、消去します。</p> <p>（6） この機能（追加機能を含みます。以下この欄において同じとします。）を利用している移動無線装置への通話については、その通話をその通話の発信元から留守番伝言機能を利用している移動無線装置への通話とみなして取り扱います。この場合、電波が伝わりにくい等のため、その移動無線装置が在圏する地域を確認できなかったときは、その直前に確認できた地域に在圏するものとみなして取り扱います。</p> <p>（7） 当社は、この機能を利用した場合に生じたメッセージ若しくは音声ファイルの破損若しくは滅失による損害又は知り得た情報等に起因する損害については、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとします。</p> <p>（8） 蓄積又は登録できるメッセージ若しくは音声ファイルの数その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>
<p>2 ボイスメール機能 （ボイスメール）</p>	<p>契約者回線等から送信されたメッセージの蓄積及び再生を行う機能をいいます。</p> <p>備</p> <p>（1） a uデュアル又はU I Mサービスの契約者回線（当社が別に</p>

ル)	<p>考</p> <p>に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。)であって、留守番伝言機能の提供を受けているもの限り提供しません。</p> <p>(2) 蓄積したメッセージは、当社が別に定める時間経過後、消去します。</p> <p>(3) 当社は、この機能を利用した場合に生じたメッセージの破損若しくは滅失による損害又は知り得た情報等に起因する損害については、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとしします。</p> <p>(4) 蓄積できるメッセージの数その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>
3 SMS機能 (SMS)	<p>(1) a uサービス若しくはプリペイド電話の電話番号、当社のLTE約款に定めるLTEサービスの電話番号、コネクタAir通信サービスの電話番号、SORACOMA ir forセルラー通信サービスの電話番号、携帯電話事業者(当社が別に定めるものに限ります。)が提供する携帯電話サービスの電気通信番号、PHS事業者が提供するPHSサービスの電気通信番号又は外国の電気通信事業者(当社が別に定めるものに限ります。以下この3欄において同じとします。)が提供する電気通信サービスの電気通信番号を使用して、文字メッセージの受信又は送信(当社が別に定める電気通信設備に蓄積する場合を含みます。)を行うことができる機能をいいます。</p> <p>(2) SMS機能には、次の種類があります。</p> <p>ア タイプI パケット送信機能(その契約者回線からの文字メッセージの送信(当社が別に定める電気通信設備への送信に限ります。)をパケット通信により行うことができる機能をいいます。以下同じとします。)があるものあって、タイプII以外のもの</p> <p>イ タイプII (SMS(i)) パケット送信機能があるものであって、当社が別に定める特定携帯情報端末を利用するもの</p> <p>ウ タイプIII パケット送信機能がないものであって、タイプIV以外のもの</p> <p>エ タイプIV パケット送信機能がないものであって、当社が別に定める移動無線装置を利用するもの</p> <p>備考</p> <p>(1) タイプI、タイプII及びタイプIIIについては、第2種a uデュアル又はUIMサービスの契約者回線、タイプIVについては、第2種a uデュアル、UIMサービス又はプリペイド電話の契約者回線であって、それぞれ当社が別に定める移動無線装置を利用しているもの限り提供します。</p> <p>(2) (1)の規定によるほか、利用できるSMS機能の種類については、その移動無線装置の種類に応じて、当社が定めます。</p> <p>(3) パケット送信機能を利用したSMS送信に関する料金については、そのパケット通信を電話網を介して行ったSMS送信(当社が別に定める番号により行ったものとしします。)とみなし</p>

て取り扱います。

- (4) (3)の規定によるほか、SMS送信（タイプⅡに係るものに限ります。）については、料金表第1表第3（パケット通信料）に定めるところにより、パケット通信料の支払いを要します。
- (5) その日においてパケット送信機能を利用して行った文字メッセージ（番号変換文字メッセージ送信機能に係るもの（24の4欄に規定する受信メッセージを除きます。）を含みます。以下この欄の備考(5)及び(6)において同じとします。）及びタイプⅢに係る文字メッセージの送信（KDDI株式会社が提供するローミングに係るものを含みます。）の回数が、200回を超えたことを当社が確認した場合、それ以降その日においてその契約者回線からパケット送信機能を利用した文字メッセージ及びタイプⅢに係る文字メッセージの送信を行うことはできません。
- (6) (5)の規定によるほか、この機能を利用してその料金月においてその契約者回線から行った文字メッセージの送信（KDDI株式会社が提供するローミングに係るものを含みます。）が、次表に規定する回数を超えたことを当社が確認した場合、それ以降その料金月においてその契約者回線から文字メッセージの送信を行うことはできません。

区分	文字メッセージの送信回数
ア イからエ以外の場合	6,000回
イ その契約者回線について、料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）（4）の2の適用を受けている場合	6,000回
ウ その契約者回線がプリペイド電話契約に係るものである場合	3,000回
エ そのa u契約に係るa uサービスの利用を開始した日又は一時休止したa uサービスの再利用を開始した日を含む料金月から起算して3料金月を経過している場合（イの場合を除きます。）	3,000回

- (7) LTE契約からの契約移行があった場合は、契約移行のあった日において契約移行前のLTE契約者回線から行った文字メッセージ（(5)及び(6)に定めるものに相当するものをいいます。）の送信の回数を、それぞれ(5)及び(6)に定める文字メッセージの送信の回数に含めるものとします。
- (8) (5)及び(6)に定める回数（(7)の適用を受けるものを含みます。）を超えて文字メッセージの送信が行われた場合であっても、契約者は、その料金の支払いを要します。
- (9) 削除
- (10) 削除
- (11) 他社相互接続点（当社が別に定める協定事業者との相互接

	<p>続に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。)へのSMS送信又は国際SMS送信(国際SMS(外国の電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線との間の文字メッセージをいいます。以下同じとします。)の送信をいいます。以下同じとします。)については、パケット送信機能を利用する場合又はタイプⅢに係るものである場合に限り行うことができます。</p> <p>(12) 他社相互接続点との間で受信又は送信されるSMS又は国際SMSについては、その協定事業者が定めるところに従ってその形式を変換します。</p> <p>(13) この機能を利用して受信又は送信されるSMSについては、そのSMS長又はその契約者回線に接続している移動無線装置の種類に応じて、分割して受信又は送信されることがあります。</p> <p>(14) (11)に定める場合において、そのSMSの受信又は送信は、1の受信又は送信として取り扱います。 ただし、タイプⅡに係るSMSの受信又は送信は、分割後の文字メッセージ数の受信又は送信として取り扱います。</p> <p>(15) 他社相互接続点へのSMS送信については、その協定事業者が定めるところにより行えない場合があります。</p> <p>(16) 国際SMS送信の取扱いに関しては、外国の法令、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。</p> <p>(17) 契約者は、当社が別に定める方法により、次のSMSの受信を行わないようにすることができます。 ア 他社相互接続点からのSMS イ 国際SMS</p> <p>(18) 契約者は、その契約者回線の電話番号を通知しない場合、この機能を利用してSMSを送信することはできません。</p> <p>(19) 蓄積したSMSは、当社が別に定める時間経過後、消去します。</p> <p>(20) 当社は、この機能を利用した場合に生じたSMS等の破損若しくは滅失による損害又は知り得た情報等に起因する損害については、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとしします。</p> <p>(21) この機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>
4 削除	削除
5 E Z w e b 機能 (E Z w e b)	<p>端末設備等の操作等により、当社が別に定める仕様に準拠した情報の閲覧及びE Z w e b電子メール(電子メール(インターネット・プロトコルに基づいて送受信される文字メッセージ等をいいます。以下同じとします。)のアドレスを使用して、当社が設置するメール蓄積装置により電子メールの受信又は送信等を行うことができるサービスをいいます。以下同じとします。)の利用等を行うことができる機能をいいます。</p>

備考	<p>(1) UIMサービスの契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限り提供します。）に限り提供します。</p> <p>(2) 契約者（20歳未満の者に限り提供します。）は、この機能の利用に係る請求を行う場合であって、その請求と同時に(4)又は(5)に定める取扱い（以下「webフィルタリングI」といいます。）の適用に係る請求を行わないときは、webフィルタリングIの適用を行わないことについて、その契約者の親権者又は後見人の同意を得ていただきます。</p> <p>(3) 当社は、前項に規定する親権者又は後見人の同意を確認できない場合、その契約者の年齢に応じて当社が別に定める種類のwebフィルタリングIを適用した上で、この機能を提供します。</p> <p>(4) 当社は、この機能を利用している契約者又はその契約者の親権者若しくは後見人から請求があったときは、当社が別に定める接続先に限り接続する取扱いを行います。この場合において、この取扱いについては、接続先の範囲に応じ、当社が別に定める種類があり、契約者は、その種類を指定して請求していただきます。この場合において、その契約者回線において利用される移動無線装置により、指定できない種類があります。</p> <p>(5) 契約者は、その契約者回線において当社が別に定める移動無線装置を利用する場合、(4)に規定する取扱いのほか、接続先について、その一部を契約者が指定することができる機能（以下「webフィルタリング・カスタマイズ機能I」といいます。）を利用することができます。</p> <p>(6) 契約者（20歳未満の者に限り提供します。）がwebフィルタリングIの適用の廃止又はその種類の変更に係る請求を行うときは、その契約者の親権者又は後見人の同意を得ていただきます。</p> <p>(7) 当社は、1の電話番号ごとに当社が別に定めるところによりEZweb電子メールを利用するためのメールアドレスを付与します。 ただし、その契約者回線において、27欄に定めるISNET電子メールを利用するためのメールアドレスを付与している場合は、この限りではありません。</p> <p>(8) 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由がある場合並びに当社が別に定める場合に限りメールアドレスの変更を行います。この場合、既に蓄積されている情報を消去します。</p> <p>(9) 電気通信設備に蓄積した情報は、当社が別に定める時間経過後、消去します。</p> <p>(10) (8)又は(9)の規定により消去された情報は、復元できません。</p> <p>(11) 当社は、EZweb電子メールにおいて、当社が別に定める方法により契約者が指定した電子メールの蓄積を行わないようにする機能を提供します。</p>
----	---

	<p>(12) その契約者回線から送信した電子メール（E Z w e b 電子メール及び I S N E T 電子メールを利用したものをいい、その契約者回線の契約者が、当社が別に定める電気通信設備を利用して送信したものを含みます。）において、宛先として指定されたメールアドレスののべ数の合計が、その日の開始時から起算して1,000に達した場合、以後、同日中においては、その契約者回線からのE Z w e b 電子メールの送信（その契約者回線の契約者が、当社が別に定める電気通信設備を利用して行うものを含みます。）を行うことはできません。この場合において、宛先として指定されたメールアドレスが存在しないものであった場合であっても1のメールアドレスとして数えます。</p> <p>(13) L T E 契約からの契約移行があった場合は、契約移行のあった日において契約移行前のL T E 契約者回線から送信した電子メール（当社のL T E 約款に定めるL T E N E T 電子メールをいい、そのL T E 契約者回線の契約者が、当社が別に定める電気通信設備を利用して送信したものを含みます。）において、宛先として指定されたメールアドレスののべ数を、(12)に定めるメールアドレスののべ数に含めるものとします。</p> <p>(14) この機能の提供を受けている契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。）については、BREWダウンロードサーバ（第1種BREW. N E T 機能又は第2種BREW. N E T 機能を利用するために用いられるアプリケーションを格納する特定事業者が設置する電気通信設備をいいます。以下同じとします。）との間の通信を行うことができます。</p> <p>(15) 契約者は、この機能を利用して情報を受ける場合に、その情報を提供するために設置された電気通信設備（インターネット等を介して接続されるものであって、当社以外の者が設置するものを含みます。）へE Z 番号（文字、数字及び記号の組み合わせであって、当社が電話番号ごとに割り当てたものをいいます。以下同じとします。）が通知されることにあらかじめ同意していただきます。</p> <p>(16) 27 欄に定めるI S N E T 機能の請求があった場合は、その契約者回線について、この機能の請求があったものとみなして取り扱います。</p> <p>(17) 27 欄に定めるw e b フィルタリングⅡの適用又はその種類の変更に係る請求があった場合は、その契約者回線について、w e b フィルタリングⅡで請求した種類に応じたw e b フィルタリングⅠの適用又は種類の変更に係る請求があったものとみなして取り扱います。</p> <p>(18) この機能の提供を受けている契約者回線について、a u サービス利用権の譲渡があったとき（当社が別に定める場合を除きます。）又は契約者の地位の承継があったときは、この機能を廃止します。</p> <p>(19) この機能の提供を受けている契約者回線について、I S</p>
--	---

	<p>NET機能の廃止があった場合は、この機能の廃止の請求があったものとみなして取り扱います。</p> <p>(20) webフィルタリングⅠの適用を受けている契約者回線について、webフィルタリングⅡの適用の廃止があった場合は、webフィルタリングⅠの適用の廃止に係る請求があったものとみなして取り扱います。</p> <p>(21) この機能を利用している契約者回線に係る電話番号の変更があったときは、新たにこの機能の提供を開始した場合に準じて取り扱います。 ただし、当社が別に定める場合については、この限りではありません。</p> <p>(22) 当社は、この機能の利用に関して、インターネットに係る電気通信設備（当社が設置するものを除きます。）の通信の品質を保証しません。</p> <p>(23) 当社は、この機能を利用した場合に生じた情報等の破損若しくは滅失等による損害又は知り得た情報等に起因する損害については、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、その責任を負わないものとします。</p> <p>(24) この機能の利用開始の方法、蓄積できる情報量、1のEZweb電子メールで受信又は送信等を行うことができる情報量、情報の表示方法その他の提供条件については、その種類ごとに当社が別に定めるところによります。</p>
4 削除	削除
7 位置算出機能 (EZナビ)	<p>GPS衛星及び無線基地局設備から取得した信号等その他この機能の提供に必要な情報が、パケット通信により契約者回線からロケーションサーバ（移動無線装置の所在に係る緯度及び経度情報等（端末設備等規則に規定する位置登録制御に係るものを除きます。以下「位置情報」といいます。）の算出を行うために特定事業者が設置する電気通信設備をいいます。以下同じとします。）へ送信された場合に、その契約者回線に接続されている移動無線装置の位置情報を提供する機能をいいます。</p> <p>備考</p> <p>(1) UIMサービスの契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限り提供します。）に限り提供します。</p> <p>(2) この機能は、EZweb機能又はBREW、NET機能の利用において提供します。</p> <p>(3) 当社は、この機能により提供した位置情報の精度を保証しません。</p> <p>(4) 当社は、GPS衛星の障害又は当社が提供した位置情報等に起因する損害については、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとします。</p> <p>(5) この機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>
8 三者通話機能 (三者通話サービス)	通話中に端末設備の操作を行うことにより、その通話中の相手以外の契約者回線等との間で新たな通話を開始して、同時に三者間で通話ができるようにする機能をいいます。

	<p>備考</p> <p>(1) a uデュアル又はU I Mサービスの契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限り）に限り提供します。</p> <p>(2) プリペイド通話を行っているときは、通常通話による場合に限り、この機能を利用することができます。</p> <p>(3) 割込通話機能を利用しているときは、この機能を利用することができません。</p> <p>(4) この機能を利用して行う新たな通話については、その契約者回線に接続されている移動無線装置が現に通話中の通話を開始した地域に在圏するものとみなして取り扱います。</p> <p>(5) この機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>
<p>9 割込通話機能 （割込通話サービス）</p>	<p>通話中に他の契約者回線等から着信があることを知らせ、端末設備の操作を行うことにより、現に通話中の通話を保留し、その着信に应答して通話を行った後、再び保留中の通話を行うことができるようにする機能をいいます。</p> <p>備考</p> <p>(1) a uデュアル、U I Mサービス又は定期前払 a uサービスの契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限り）に限り提供します。</p> <p>(2) 三者通話機能を利用しているときは、この機能を利用することができません。</p> <p>(3) この機能を利用し、着信に应答して行う通話については、その契約者回線に接続されている移動無線装置が保留中の通話を開始した地域に在圏するものとみなして取り扱います。</p> <p>(4) この機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>
<p>10 迷惑電話拒否機能 （迷惑電話撃退サービス）</p>	<p>その契約者回線に着信した通話（当社が別に定めるものに限り）について、その発信者の契約者回線（L T E契約者回線及び協定事業者の電気通信サービスの契約者回線を含みます。）の電話番号を当社が別に定める方法により登録し、その電話番号からの以後の着信に対しておことわりする旨の案内により自動的に应答する機能をいいます。</p> <p>備考</p> <p>(1) a uデュアル又はU I Mサービスの契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限り）に限り提供します。</p> <p>(2) 契約者が登録できる電話番号の数は、10 以内とします。</p> <p>(3) (2)に規定する数を超えて登録しようとするときは、現に登録中の電話番号のうち最初に登録されたものから順に消去して登録します。</p> <p>(4) 当社は、現に登録中の電話番号からの着信に対しておことわりする旨の案内により自動的に应答する通話について着信した時刻から一定時間経過後、その通話を打ち切ります。</p> <p>(5) この機能により应答する通話に関する料金については、第 71 条（通話料及びパケット通信料の支払義務）及び第 80 条（相互接続通信の料金の取扱い）に規定する支払いを要する者が、支払っていただきます。</p>

	<p>(6) 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、現に登録中の電話番号を消去することがあります。</p> <p>(7) 当社は、現に登録中の電話番号からの着信に対しておことわりする旨の案内を行うことに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>(8) この機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>
11 着信短縮ダイヤル機能 (クイックダイヤル)	<p>あらかじめ指定した契約者回線（LTE契約者回線及び当社が別に定める協定事業者の電気通信サービスの契約者回線を含みます。以下「指定契約者回線」といいます。）へ着信する通話を着信短縮ダイヤル番号（契約者からの請求により当社が別に定めるところにより付与する番号をいいます。以下同じとします。）により行うことができるようにする機能をいいます。</p>
備考	<p>(1) auデュアル又はUIMサービスの契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限り）に限り提供します。</p> <p>(2) 契約者が指定できる指定契約者回線は、当社が別に定めるものに限りします。</p> <p>(3) 着信短縮ダイヤル番号は、記号を含め5桁の数字からなるものとします。</p> <p>(4) 着信短縮ダイヤル番号により行うことができる通話は、契約者回線、LTE契約者回線又はKDDI株式会社が提供するau(WIN)通信サービス若しくはau(LTE)通信サービスからの通話に限りします。</p> <p>(5) 契約者は、請求の際、あらかじめ1の着信短縮ダイヤル番号により行う通話について、その通話の発信を許容する地域を当社及びKDDI株式会社のサービス区域内の当社が別に定める地域のうち複数の地域内とするか又は1の地域内に限定するかを選定していただきます。</p> <p>(6) 当社は、その請求の承諾後、契約者が当社が別に定める期間内に利用を開始しないときは、その承諾を取り消す場合があります。</p> <p>(7) 着信短縮ダイヤル番号に関するその他の提供条件については、auサービスの電話番号の場合に準ずるものとします。</p> <p>(8) 当社は、協定事業者の電気通信サービス（当社が別に定めるものに限り）の契約者から利用の申込みがあったときは、着信短縮ダイヤル機能を提供します。この場合において、契約申込みの方法及び承諾については、第8条（契約申込みの方法）及び第9条（契約申込みの承諾）の規定に準ずるものとし、その他の提供条件の適用に当たっては、その契約者をauサービスの契約者とみなして取り扱います。</p> <p>(9) この機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>
12 削除	削除
13 高速パケット	(1) その契約者回線に接続している移動無線装置との間のパケット

<p>通信機能 (高速パケットサービス)</p>	<p>通信を、高速で行うことができる機能をいいます。 (2) 高速パケット通信機能には、次の種類があります。 ア タイプA その契約者回線に接続している移動無線装置へのパケット通信を最高 64kbit/s の速度で行うことができるもの。 イ タイプB その契約者回線に接続している移動無線装置からのパケット通信を最高 64kbit/s の速度で、その契約者回線に接続している移動無線装置へのパケット通信を最高 144kbit/s の速度で行うことができるもの。</p>
<p>備考</p>	<p>(1) 第1種 a u デュアル又は第1種 a u モジュールの契約者回線(当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限り)に限り提供します。 (2) 利用できる高速パケット通信機能の種類については、その移動無線装置の種類に応じて、当社が定めます。 (3) この機能を利用する契約者回線に接続している移動無線装置との間のパケット通信による符号伝送の速度は、そのパケット通信を行っている時点の無線基地局設備の状況等により当社が定めるところによります。 (4) (2)及び(3)のほか、利用形態ごとのパケット通信の最高速度は、その移動無線装置の機能によります。 (5) この機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>
<p>14 制御情報通知機能</p>	<p>発信者が送出した文字、数字及び記号(以下「制御情報」といいます。)を一時蓄積し、その制御情報を契約者回線へ通知する機能をいいます。</p> <p>備考</p> <p>(1) 第1種 a u デュアル、第1種 a u モジュール又は第2 a u モジュールの契約者回線(当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限り)に限り提供します。 (2) 蓄積した制御情報は、当社が別に定める時間経過後、消去します。 (3) 制御情報の通知は、その契約者回線に係る移動無線装置が受信可能な状態にあることを当社が認知した場合に、当社が別に定めるところにより行います。 (4) 技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、制御用メールアドレスを変更することがあります。 (5) 当社は、この機能を利用した場合に生じた制御情報の到達遅延、破損若しくは滅失等による損害又は通知された制御情報に起因する損害については、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとします。 (6) 蓄積できる情報量、制御情報の送出方法その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>
<p>15 a u . N E T 機能</p>	<p>当社が別に定める方法によりインターネットとの間でパケット通信を行うことができる機能をいいます。</p> <p>備</p> <p>(1) a u サービス又は a u モジュール(第3種 a u モジュール</p>

	考	<p>を除きます。)の契約者回線に限り提供します。</p> <p>(2) この機能の利用に係るパケット通信料については、そのパケット通信を行った契約者回線の契約者に支払っていただきます。</p> <p>(3) 当社は、この機能の利用に関して、インターネットに係る電気通信設備（当社が設置するものを除きます。）の通信の品質を保証しません。</p> <p>(4) 当社は、この機能を利用した場合に生じた情報等の破損若しくは滅失等による損害又は知り得た情報等に起因する損害については、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、その責任を負わないものとします。</p> <p>(5) この機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>
16 第1種BREW. NET機能	<p>端末設備に格納されたアプリケーション（当社が別に定めるプログラミング言語により作成されたものに限ります。）の動作により、第1種BREW. NET接続情報（この機能を提供するために特定事業者が設置する電気通信設備に接続するための経路情報及び接続する際に行う認証のための情報をいいます。）を用いてインターネットに接続し、インターネット上の電気通信設備との間でパケット通信を行うことができる機能をいいます。</p>	<p>備考</p> <p>(1) UIMサービスの契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものであってEzweb機能を利用しているものに限ります。）に限り提供します。</p> <p>(2) 当社は、この機能の利用に関して、インターネットに係る電気通信設備（当社が設置するものを除きます。）の通信の品質を保証しません。</p> <p>(3) 当社は、この機能を利用した場合に生じた情報等の破損若しくは滅失等による損害又は知り得た情報等に起因する損害については、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとします。</p> <p>(4) この機能の利用にあたっては、その端末設備から、この機能を利用して情報を提供するために設置された電気通信設備（当社以外の者が設置するものを含みます。）へEZ番号が通知されます。</p> <p>(5) この機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>
17 第2種BREW. NET機能	<p>端末設備に格納されたアプリケーション（当社が別に定めるプログラミング言語により作成されたものであって、特定事業者の電気通信設備に対する負荷の制御等に関して特定事業者が別に定める仕様に準拠したものに限り。）の動作により、第2種BREW. NET接続情報（この機能を提供するために特定事業者が設置する電気通信設備に接続するための経路情報及び接続する際に行う認証のための情報をいいます。）を用いてインターネットに接続し、インターネット上の電気通信設備との間でパケット通信を行うことができる機能をいいます。</p>	<p>備</p> <p>(1) UIMサービスの契約者回線（当社が別に定める移動無線</p>

	考	<p>装置を利用しているものであってE Z w e b機能を利用しているものに限り提供します。</p> <p>(2) 当社は、この機能の利用に関して、インターネットに係る電気通信設備（当社が設置するものを除きます。）の通信の品質を保証しません。</p> <p>(3) 当社は、この機能を利用した場合に生じた情報等の破損若しくは滅失等による損害又は知り得た情報等に起因する損害については、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとしします。</p> <p>(4) この機能の利用にあたっては、その端末設備から、この機能を利用して情報を提供するために設置された電気通信設備（当社以外の者が設置するものを含みます。）へE Z 番号が通知されます。</p> <p>(5) この機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>
18 削除	削除	
19 呼出音設定機能 (待ちうた)	<p>その契約者回線が、他の契約者回線、L T E契約者回線又は当社が別に定める協定事業者が提供する他網契約者回線（以下この欄において「発側回線」といいます。）から通話に係る呼び出しを受けた場合において、その呼出し中に発側回線に対し送出する信号として、当社が別に定める楽曲、音声その他の音響（以下この欄において「楽曲等」といいます。）を、契約者が設定できる機能をいいます。</p> <p>備考</p> <p>(1) 第2種 a u デュアルU I Mサービスの契約者回線であって、E Z w e b機能又はI S N E T機能を利用しているもの（w e b利用制限（5欄（E Z w e b機能）の備考(4)又は27欄（I S N E T機能）の備考(4)に規定する取扱いであって、当社が別に定める種類のものをいいます。以下同じとします。）又は有料サイト規制（別記3の(6)のsに規定する規制をいいます。以下この19欄において同じとします。）の適用を受けているものを除きます。）に限り提供します。</p> <p>(2) 契約者は、楽曲等提供者（楽曲等の使用権を提供する者であって、当社が別に定めるものをいいます。）から購入した楽曲等を呼び出し音として設定する場合、当社がその楽曲等提供者にその契約者回線に係るE Z 番号を通知することに同意していただきます。</p> <p>(3) 楽曲等を呼び出し音として設定した後に、E Z w e b機能を解約し、又はw e b利用制限若しくは有料サイト規制の適用を選択した場合は、当社は、この機能の廃止の請求があったものとみなして取り扱います。</p> <p>(4) 楽曲等の呼び出し音としての設定の方法、設定できる楽曲等の数その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>	
20 削除	削除	
21 マルチキャスト情報受信機能	端末設備の操作等により、当社がマルチキャスト情報送信設備（この機能を提供するために当社が設置する電気通信設備であって、当社が	

	<p>別に定める方法によりあらかじめ登録された複数の契約者回線との間で同時にパケット通信を行い、あらかじめ作成された情報を送信するためのものをいいます。)を用いて送信する情報を、受信することができる機能をいいます。</p>				
備考	<p>(1) UIMサービスの契約者回線(当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限り)であって、EZweb機能を利用しているもの(web利用制限の適用を受けているものを除きます)に限り提供します。</p> <p>(2) この機能に係る情報を送信する時間帯は、当社の電気通信設備の負荷等を勘案し、当社が定めます。</p> <p>(3) 契約者は、当社がこの機能に係る情報を送信する時間帯において、その移動無線装置が在圏する場所における電波の伝播条件、その端末設備の状態等により、その情報の受信が完了しないことがあることに同意していただきます。</p> <p>(4) 当社は、この機能を利用した場合に生じた情報等の破損若しくは滅失等による損害又は知り得た情報等に起因する損害については、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとし、</p> <p>(5) この機能に関するその他の提供条件については、当社別に定めるところによります。</p>				
22 削除	削除				
23 削除	削除				
24 番号変換機能 (KDDI ビジネスコールダイレクト)	<p>その契約者回線からの通話の発信時に、内線番号(通常のダイヤル方法における接続先の電気通信番号に代わる短桁の番号(当社が別に定める基準に適合するものに限り)であって、あらかじめ当社の電気通信設備に登録されているものをいいます。以下この欄、24の3欄及び24の4欄において同じとします。)のダイヤルがあった場合に当社の電気通信設備により通常の電気通信番号に変換し、その通常の電気通信番号に対応するユーザグループ構成回線(その契約者回線が所属するユーザグループ(内線番号により相互に音声通信の発信が可能なauサービスの契約者回線、当社のLTE約款に定める番号変換機能を選択するLTE契約者回線、KDDI株式会社のWIN約款若しくはLTE約款に定める番号変換機能を選択する他網契約者回線又は次表の左欄に規定する特定固定サービスの電気通信回線(同表の右欄の付加機能を選択するものに限り)により構成される回線群をいいます。以下この欄から24の4欄までにおいて同じとします。)を構成する電気通信回線をいいます。以下この欄から24の4欄までにおいて同じとします。)又はKDDI株式会社の電話サービス等契約約款に定める電話会議サービスに係る電気通信回線(当社が別に定めるものに限り)に接続することができるようにする機能をいいます。</p> <table border="1" data-bbox="467 1854 1461 2018"> <thead> <tr> <th data-bbox="467 1854 1193 1899">特定固定サービス</th> <th data-bbox="1193 1854 1461 1899">付加機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="467 1899 1193 2018">当社の光ダイレクトサービス契約約款に定める一般光ダイレクトサービス若しくはauひかりビジネスサービス契約約款に定めるauひかり</td> <td data-bbox="1193 1899 1461 2018">左欄の各契約約款(以下この24欄から24の4</td> </tr> </tbody> </table>	特定固定サービス	付加機能	当社の光ダイレクトサービス契約約款に定める一般光ダイレクトサービス若しくはauひかりビジネスサービス契約約款に定めるauひかり	左欄の各契約約款(以下この24欄から24の4
特定固定サービス	付加機能				
当社の光ダイレクトサービス契約約款に定める一般光ダイレクトサービス若しくはauひかりビジネスサービス契約約款に定めるauひかり	左欄の各契約約款(以下この24欄から24の4				

	<p>ビジネスサービス又はKDDI株式会社の総合オープン通信網サービス契約約款に定める音声通信サービスI、光ダイレクトサービス契約約款に定める一般光ダイレクト電話サービス（当社の光ダイレクトサービス契約約款に定める一般光ダイレクトサービスの用に供するものを除きます。）、イントラネットIP電話サービス契約約款に定める一般イントラネットIP電話サービス若しくはauひかりビジネスサービス契約約款に定める一般auひかりビジネスサービス（当社のauひかりビジネスサービス契約約款に定めるauひかりビジネスサービスの用に供するものを除きます。）であって、サービスが現に提供されているもの</p>	<p>欄までにおいて「特定固定サービス契約約款」といいます。）に定める番号変換サービス（ユーザグループタイプ2に係るものに限ります。）</p>
<p>備考</p>	<p>(1) auサービス（auデュアル又はUIMサービスに限ります。以下この欄において同じとします。）の契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。）に限り提供します。</p> <p>(2) この機能の提供を請求する者は、1のユーザグループ及び内線番号として登録する短桁の番号を指定して当社に申し出ていただきます。</p> <p>この場合において、その申出が新たにユーザグループを構成する申出であるときは、登録する1のユーザグループについて1のユーザグループ代表回線（そのユーザグループを代表する1のユーザグループ構成回線をいいます。以下この欄において同じとします。）を指定して、当社に申し出ていただきます。</p> <p>(3) 前項の規定によるほか、この機能の提供を請求する者は、当社が別に定める書面によりこの機能の利用態様をあらかじめ当社に申告していただきます。</p> <p>(4) 当社は、(2)及び(3)に規定する申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。</p> <p>ア その契約者回線に係る契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）でないとき。</p> <p>イ その契約者回線に係る契約者名義が、指定したユーザグループの他のユーザグループ構成回線に係る契約者名義と異なるとき（当社が別に定める基準に適合し、当社が別に定める手続きを行う場合を除きます。）。</p> <p>ウ 指定したユーザグループを構成する契約者回線、LTE契約者回線又はKDDI株式会社の他網契約者回線の数の合計が2以上でないとき。</p> <p>エ 指定したユーザグループに係るユーザグループ代表者（当社又はKDDI株式会社とユーザグループ代表回線に係る契約を締結している者をいいます。以下この欄から24の4欄までにおいて同じとします。）から承諾が得られないとき。</p>	

	<p>オ その契約者回線の契約者が、この約款に定める料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>カ ユーザグループ代表者が、そのユーザグループについて、この約款又はユーザグループ構成回線に係る他の契約約款の規定に基づき支払いを要することとされた料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>キ その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。</p> <p>ク その申出の内容に不備があるとき。</p> <p>ケ その契約者が(3)の規定により申告したこの機能の利用態様により、当社の電気通信設備の利用若しくは運営に支障が生じると当社が判断したとき。</p> <p>コ その他当社の業務の遂行上支障があるとき。</p> <p>(5) 当社は、この機能の提供を受けている契約者回線について、その契約者からこの機能の提供を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当することとなった場合には、この機能の提供を廃止します。</p> <p>ア a u サービス利用権の譲渡があったとき。</p> <p>イ 契約者の地位の承継があったとき。</p> <p>ウ a u サービスの利用の一時休止があったとき。</p> <p>エ a u 契約の解除があったとき。</p> <p>オ a u パケットへの種類の変更があったとき。</p> <p>カ (4)のアからコのいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>キ その他この欄の規定に反することとなるとき。</p> <p>(6) 当社は、この機能を利用して行われた通話が(3)の規定により契約者が申告したこの機能の利用態様から著しく乖離する態様で発生する等により、当社の電気通信設備の利用若しくは運営に支障が生じると判断した場合は、その契約者回線が属するユーザグループを構成する全て又は一部の契約者回線について、この機能の適用を廃止することがあります。</p> <p>この場合において、当社はそのことをあらかじめ契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p> <p>(7) この機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、当社が別に定める方法により所属するユーザグループ、内線番号（その契約者回線に係るものに限りです。）又はユーザグループ代表回線の変更の請求をすることができます。</p> <p>この場合、当社は、その請求の承諾について、(4)の規定に準じて取扱います。</p> <p>(8) ユーザグループ代表回線を変更しようとするとき又はユーザグループ代表回線についてこの機能（そのユーザグループ代表回線が当社のLTE約款に定める契約者回線であるときは、その契約約款に定める番号変換機能、KDDI株式会社のWI</p>
--	---

	<p>N約款若しくはLTE約款に定める契約者回線であるときは、それぞれの契約約款に定める番号変換機能、特定固定サービスの電気通信回線であるときは特定固定サービス契約約款に定める番号変換サービスとします。)の廃止があったときは、そのユーザグループ構成回線のうちいずれか1のものをユーザグループ代表回線として指定していただきます。</p> <p>(9) (7)又は(8)の場合において、変更後のユーザグループ、内線番号及びユーザグループ代表回線は、その請求を当社が承諾した日から適用します。</p> <p>(10) この機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、その料金月の末日又はユーザグループ廃止日においてユーザグループ代表者である場合、そのユーザグループについて、この約款又はユーザグループ構成回線に係る他の契約約款の規定に基づきユーザグループ代表者である場合に支払いを要することとされた料金その他の債務を支払っていただきます。</p> <p>ただし、その料金月の末日又はこの機能の廃止日において、ユーザグループ代表回線が指定されていないときは、ユーザグループ構成回線に係る契約を締結している全ての者が連帯してその支払を要するものとします。</p> <p>(11) 契約者は、(2)に規定する申出に先立ち、あらかじめ次のことについて同意していただきます。</p> <p>ア この機能の利用により生じた債権を当社がKDDI株式会社に譲渡し、KDDI株式会社からその債権額を請求すること。</p> <p>イ アの場合において、当社及びKDDI株式会社は、その契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとする。</p> <p>ウ アの規定によりKDDI株式会社に譲渡する債権については、この約款の第78条(割増金)、第79条(延滞利息)及び料金表通則等の規定に準じて取り扱う場合があること。</p> <p>(12) 技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、内線番号を変更していただくことがあります。</p> <p>この場合、当社は、あらかじめそのことを契約者に通知します。</p> <p>(13) 契約者は、ユーザグループにKDDI株式会社の他網契約者回線が含まれる場合において、KDDI株式会社はそのユーザグループを構成する他網契約者回線についてこの機能の適用の可否を判断するために、そのユーザグループ構成回線に係る情報(この機能の適用に必要な範囲に限ります。)を、当社がKDDI株式会社に通知することを承諾していただきます。</p> <p>(14) この機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>
<p>24 の 2 保留転送機能</p>	<p>契約者回線から発信し、又は契約者回線に着信した通話(この約款若しくは当社のLTE約款に定める番号変換機能、KDDI株式会社のWIN約款若しくはLTE約款に定める番号変換機能又は特定固定サ</p>

	<p>ービス契約約款に定める番号変換サービス（オンネット機能に係るものに限ります。）を利用して行われたもの（この約款若しくは当社のLTE約款に定める番号変換文字メッセージ送信機能若しくは番号変換文字メッセージ受信機能又はKDDI株式会社のWIN約款若しくはLTE約款に定める番号変換文字メッセージ送信機能若しくは番号変換文字メッセージ受信機能を利用して行われたものを除きます。）に限ります。以下この欄において「オンネット通話」といいます。）を、その通話中に、その契約者回線（以下この欄において「転送元回線」といいます。）に接続している端末設備の操作等により、第三回線（転送元回線が所属するユーザグループのユーザグループ構成回線であって、そのオンネット通話を現に行っていないものに限ります。以下この欄において同じとします。）に番号変換機能を利用して転送することができる機能。</p>
<p>備考</p>	<p>(1) 番号変換機能の提供を受けているauEサービスの契約者回線に限り提供します。</p> <p>(2) この機能の提供を請求する者は、当社が別に定める書面により、あらかじめ当社に申し出ていただきます。</p> <p>(3) 当社は、(2)に規定する申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。</p> <p>ア その契約者回線において、番号変換機能の提供を受けていないとき。</p> <p>イ その契約者回線が所属するユーザグループに係るユーザグループ代表者から承諾が得られないとき。</p> <p>ウ その契約者回線の契約者が、この約款に定める料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>エ ユーザグループ代表者が、そのユーザグループについて、この約款又はユーザグループ構成回線に係る他の契約約款の規定に基づき支払いを要することとされた料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>オ その申出の内容に不備があるとき。</p> <p>カ その他当社の業務の遂行上支障があるとき。</p> <p>(4) 当社は、この機能の提供を受けている契約者回線について、その契約者からこの機能の提供を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当することとなった場合には、この機能の提供を廃止します。</p> <p>ア auサービス利用権の譲渡があったとき。</p> <p>イ 契約者の地位の承継があったとき。</p> <p>ウ auサービスの利用の一時休止があったとき。</p> <p>エ au契約の解除があったとき。</p> <p>オ auパケットへのauサービスの種類の変更があったとき。</p> <p>カ (3)のアからカのいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>キ その他この欄の規定に反することとなったとき。</p> <p>(5) この機能を利用した通話については、オンネット通話と、転送元回線から転送先の第三回線への通話（以下この欄におい</p>

	<p>て「転送通話」といいます。)の2の通話として取り扱います。</p> <p>(6) 転送元回線と転送先の第三回線との間で転送通話ができる状態とした時点から、オンネット通話の発信若しくは着信に係る契約者回線等(転送元回線を除きます。)と転送先の第三回線との間の通話ができる状態とした時点、転送通話が終了してオンネット通話の発信若しくは着信に係る契約者回線等と転送元回線との間の通話となる時点又はオンネット通話が終了して転送元回線と転送先の第三回線との間の通話となる時点まで、そのオンネット通話又は転送通話をこの機能を利用してさらに転送すること(以下この欄において「再転送」といいます。)はできません。</p> <p>(7) オンネット通話及び転送通話を利用して行われている通話中の通話(オンネット通話又は転送通話の一方のみで行われているものを含みます。)を再転送する場合、(5)の規定にかかわらず、その通話中の通話は、1のオンネット通話とみなして取り扱います。</p> <p>(8) 24 欄の(4)のイの規定により、そのユーザグループに、そのユーザグループ構成回線の契約者名義と異なる契約者名義のユーザグループ構成回線が含まれる場合、この機能の利用に係る通信料明細内訳発行その他の取扱いについては、当社が別に定める手続きを要するものとします。</p> <p>(9) 契約者は、(2)に規定する申出に先立ち、あらかじめ次のことについて同意していただきます。</p> <p>ア この機能の利用により生じた債権を当社がKDDI株式会社に譲渡し、KDDI株式会社からその債権額を請求すること。</p> <p>イ アの場合において、当社及びKDDI株式会社は、その契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとする。</p> <p>ウ アの規定によりKDDI株式会社に譲渡する債権については、この約款の第78条(割増金)、第79条(延滞利息)及び料金表通則等の規定に準じて取り扱う場合があること。</p> <p>(10) 当社は、この機能の利用に関して、当社の責めによらない理由により生じた損害については、一切の責任を負わないものとする。</p> <p>(11) この機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>
<p>24 の 3 番号変換文字メッセージ送信機能 (KDDIビジネスコールダイレクト内線SMS)</p>	<p>その契約者回線から内線番号(その契約者回線が所属するユーザグループの他のユーザグループ構成回線(契約者回線、当社のLTE約款に定める番号変換機能を選択するLTE契約者回線又はKDDI株式会社のWIN約款若しくはLTE約款に定める番号変換機能を選択する他網契約者回線に限ります。)に係るものに限ります。)をダイヤルすることにより、文字メッセージ送信を行うことができるようにする機能をいいます。</p> <p>備 (1) 番号変換機能の提供を受けているauサービスの契約者回</p>

	<p>考</p> <p>線に限り提供します。</p> <p>(2) この機能を利用してその日においてその契約者回線から行った文字メッセージ（SMS機能に係るものを含み、24の4欄に規定する受信メッセージを除きます。以下この備考(2)及び(3)において同じとします。）の送信（KDDI株式会社が提供するローミングに係るものを含みます。）が、200回を超えたことを当社が確認した場合、それ以降その日においてその契約者回線から文字メッセージの送信を行うことはできません。</p> <p>(3) (2)の規定によるほか、この機能を利用してその料金月においてその契約者回線から行った文字メッセージの送信（KDDI株式会社が提供するローミングに係るものを含みます。）が、次表に規定する回数を超えたことを当社が確認した場合、それ以降その料金月においてその契約者回線から文字メッセージの送信を行うことはできません。</p> <table border="1" data-bbox="528 734 1465 1193"> <thead> <tr> <th data-bbox="533 734 1193 819">区分</th> <th data-bbox="1193 734 1460 819">文字メッセージの送信回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="533 819 1193 860">ア イから鵜以外の場合</td> <td data-bbox="1193 819 1460 860">6,000回</td> </tr> <tr> <td data-bbox="533 860 1193 987">イ その契約者回線について、料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）（5）の2の適用を受けている場合</td> <td data-bbox="1193 860 1460 987">6,000回</td> </tr> <tr> <td data-bbox="533 987 1193 1193">ウ そのa u契約に係るa uサービスの利用を開始した日又は一時休止したa uサービスの再利用を開始した日を含む料金月から起算して3料金月を経過している場合（イの場合を除きます。）</td> <td data-bbox="1193 987 1460 1193">3,000回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) (2)の場合において、LTE契約（この機能に相当する機能の提供を受けるものに限ります。）からの契約移行があったときは、当該文字メッセージの送信の回数の算定は、当該LTE契約に係る文字メッセージの送信の回数を加算して行うものとします。</p> <p>(5) (2)及び(3)に定める回数（(4)の適用を受けるものを含みます。）を超えて文字メッセージの送信が行われた場合であっても、契約者は、その料金の支払いを要します。</p> <p>(5) 当社は、この機能を利用した場合に生じた文字メッセージの破損若しくは滅失による損害又は知り得た情報等に起因する損害については、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとします。</p> <p>(6) この機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>	区分	文字メッセージの送信回数	ア イから鵜以外の場合	6,000回	イ その契約者回線について、料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）（5）の2の適用を受けている場合	6,000回	ウ そのa u契約に係るa uサービスの利用を開始した日又は一時休止したa uサービスの再利用を開始した日を含む料金月から起算して3料金月を経過している場合（イの場合を除きます。）	3,000回
区分	文字メッセージの送信回数								
ア イから鵜以外の場合	6,000回								
イ その契約者回線について、料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）（5）の2の適用を受けている場合	6,000回								
ウ そのa u契約に係るa uサービスの利用を開始した日又は一時休止したa uサービスの再利用を開始した日を含む料金月から起算して3料金月を経過している場合（イの場合を除きます。）	3,000回								
24の4 番号変換文字メッセージ受信機能	<p>(1) 契約者回線からその契約者回線が所属するユーザグループの他のユーザグループ構成回線（特定固定サービスの電気通信回線に限ります。）に係る内線番号を指定して送信された文字メッセージ又はログインID若しくは特定ログインIDを利用してインターネット等を介して特定装置（この機能を利用して送信された文字メッセージの受信、閲覧、転送等を行うために当社が設置する電気通信設備</p>								

	<p>をいいます。以下同じとします。)に接続する任意の電気通信回線(当社以外の者が設置するものを含みます。)から内線番号を指定して送信された文字メッセージを特定装置において受信することができるようにする機能をいいます。</p> <p>(2) 当社は、この機能を利用して受信した文字メッセージ(以下、この24の4欄において「受信メッセージ」といいます。)について、指定のあった内線番号に応じて次のとおり取り扱います。</p> <p>ア 契約者回線、当社のLTE約款に定める番号変換機能を選択するLTE契約者回線又はKDDI株式会社のWIN約款若しくはLTE約款に定める番号変換機能を選択する他網契約者回線に係る内線番号の指定があった場合</p> <p>当社は、受信メッセージをその内線番号に係る契約者回線、当社のLTE約款に定める番号変換機能を選択するLTE契約者回線又はKDDI株式会社のWIN約款若しくはLTE約款に定める番号変換機能を選択する他網契約者回線に宛てて送信します。</p> <p>イ 特定固定サービスの電気通信回線に係る内線番号の指定があった場合</p> <p>当社は、任意の電気通信回線(インターネット等を介して接続されるものであって、当社以外の者が設置するものを含みます。)から、指定のあった内線番号に係るログインIDを利用して特定装置に接続したときは、受信メッセージを閲覧できるようにします。</p>
備考	<p>(1) 番号変換機能の提供を受けているauサービスの契約者回線に限り提供します。</p> <p>(2) この機能の提供を請求する者は、当社が別に定める書面により、あらかじめ当社に申し出ていただきます。</p> <p>(3) 当社は、(2)に規定する申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。</p> <p>ア その契約者回線において、番号変換機能の提供を受けていないとき。</p> <p>イ その契約者回線が所属するユーザグループに係るユーザグループ代表者から承諾が得られないとき。</p> <p>ウ その契約者回線の契約者が、この約款に定める料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>エ ユーザグループ代表者が、そのユーザグループについて、この約款又はユーザグループ構成回線に係る他の契約約款の規定に基づき支払いを要することとされた料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>オ その申出の内容に不備があるとき。</p> <p>カ その他当社の業務の遂行上支障があるとき。</p> <p>(4) 当社は、この機能の提供を受けている契約者回線について、その契約者からこの機能の提供を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当することとなった場合には、この機能の提供を廃止します。</p> <p>ア auサービス利用権の譲渡があったとき。</p>

	<p>イ 契約者の地位の承継があったとき。</p> <p>ウ a uサービスの利用の一時休止があったとき。</p> <p>エ a u契約の解除があったとき。</p> <p>オ a uパケットへのa uサービスの種類の変更があったとき。</p> <p>カ (3)のアからコのいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>キ その他この欄の規定に反することとなるとき。</p> <p>(5) 当社は、この機能の提供を請求する契約者回線に係る契約者又はこの機能の提供を受けている契約者回線に係る契約者からの申出に基づき、指定された1のユーザグループ構成回線(特定固定サービスの電気通信回線に限ります。)の内線番号ごとに1のログインID(当社が別に定めるところにより提供するWEBサイトからインターネットを介して特定装置に接続する際にその契約者を識別するための英字及び数字の組み合わせをいいます。以下同じとします。)及び1のログインパスワード(当社がログインIDと組み合わせるための英字及び数字の組み合わせをいいます。以下同じとします。)を付与し、当社の電気通信設備に登録します。</p> <p>(6) (5)に定めるほか、当社は、この機能の提供を請求する契約者回線に係る契約者又はこの機能の提供を受けている契約者回線に係る契約者からの申出に基づき、指定された1のユーザグループ構成回線(特定固定サービスの電気通信回線に限ります。)の内線番号ごとに1の特定ログインID(契約者が設置等するサーバ等(入力された要求に応じてコンピュータプログラムの実行、情報の保存等の機能を提供する電子計算機であって、当社が別に定めるところにより提供するコンピュータプログラムを利用する電気通信設備をいいます。以下同じとします。)からインターネットを介して特定装置に接続する際にその契約者を識別するための英字及び数字の組み合わせをいいます。以下、同じとします。)及び1の特定ログインパスワード(当社が特定ログインIDと組み合わせるための英字及び数字の組み合わせをいいます。以下同じとします。)を付与し、当社の電気通信設備に登録します。</p> <p>(7) 契約者は、(5)又は(6)の申出を行う場合、その申出を行うことについて、その特定固定サービスの電気通信回線に係る契約を締結している者の同意を得ていただきます。</p> <p>(8) 文字メッセージとして保存できる容量及び期間は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(9) 当社は、受信メッセージの送信について、この約款に特段の定めのある場合を除き、番号変換文字メッセージ送信機能を利用して行われた文字メッセージ送信とみなして取り扱います。</p> <p>(10) この機能の提供を受ける契約者回線に係る契約者は、ログインID及びパスワード又は特定ログインID及び特定パスワードについて、善良な管理者の注意をもって管理するものと</p>
--	--

	<p>し、その不正使用が想定される事態を認識したときは、そのことを速やかに当社に届け出ていただきます。</p> <p>(11) 当社は、この機能の廃止があったときのほか、次のいずれかに該当すると当社が認めた場合、事前の通知等を行うことなく、そのログインID及びログインパスワード又は特定ログインID及び特定ログインパスワードを廃止できるものとします。この場合、当社は、廃止に係るログインID又は特定ログインIDに係る文字メッセージを消去します。</p> <p>ア ログインID又は特定ログインIDに係る内線番号の廃止があったとき。</p> <p>イ そのログインID又は特定ログインIDについて、(7)の規定に反することとなったとき。</p> <p>ウ ログインID若しくはログインパスワード又は特定ログインID若しくは特定ログインパスワードの漏えいの疑いがあるとき。</p> <p>(12) 契約者は、(2)に規定する申出に先立ち、あらかじめ次のことについて同意していただきます。</p> <p>ア この機能の利用により生じた債権を当社がKDDI株式会社に譲渡し、KDDI株式会社からその債権額を請求すること。</p> <p>イ アの場合において、当社及びKDDI株式会社は、その契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとする。</p> <p>ウ アの規定によりKDDI株式会社に譲渡する債権については、この約款の第78条（割増金）、第79条（延滞利息）及び料金表通則等の規定に準じて取り扱う場合があること。</p> <p>(13) 当社は、この機能を利用した場合に生じた文字メッセージの破損若しくは滅失による損害又は知り得た情報等に起因する損害については、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとします。</p> <p>(14) この機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>
<p>25 ブロードキャスト文字メッセージ受信機能</p>	<p>端末設備の操作等により、当社がブロードキャスト文字メッセージ送信設備（この機能を提供するために当社が設置する電気通信設備であって、同時に複数の契約者回線に対し文字メッセージを送信するためのものをいいます。）を用いて送信する文字メッセージを受信することができる機能をいいます。</p> <p>備考</p> <p>(1) 当社が別に定める移動無線装置を利用している契約者回線に限り提供します。</p> <p>(2) 契約者は、当社がこの機能に係る情報を送信する時間帯において、その移動無線装置が在圏する場所における電波の伝播条件、その端末設備の状態等により、その情報の受信が完了しないことがあることに同意していただきます。</p> <p>(3) 当社は、この機能を利用した場合に生じた情報等の破損若しくは滅失等による損害又は知り得た情報等に起因する損害に</p>

		<p>ついては、その原因の如何によらず一切の責任を負わないもの とします。</p> <p>(4) この機能に関するその他の提供条件については、当社が別 に定めるところによります。</p>
26 削除	削除	
27 I S N E T 機能	<p>特定携帯情報端末等の操作等により、特定携帯情報端末通信、MMS (a uサービスの電話番号を使用して、当社が別に定める電気通信設 備により文字及び画像等の受信又は送信を行うことができるサービ スをいいます。以下同じとします。)、+メッセージ (a uサービス若し くはL T Eサービスの電話番号又は当社が別に定める携帯電話事業者 が提供する携帯電話サービスの電気通信番号を使用して、当社が別に 定める電気通信設備により文字及び画像等の受信又は送信を行うこ とができるサービスをいいます。以下同じとします。)及びI S N E T 電子メール (電子メールのアドレスを使用して、当社が設置するメー ル蓄積装置により電子メールの受信又は送信等を行うことができ るサービスをいいます。以下同じとします。)の利用等を行うこと ができる機能をいいます。</p>	<p>備考</p> <p>(1) 第2種 a uデュアル又はU I Mサービスの契約者回線であ って、特定携帯情報端末を利用しているものに限り提供しま す。</p> <p>(2) 契約者 (20 歳未満の者に限ります。)は、この機能の利用 に係る請求を行う場合であって、その請求と同時に(4)又は (5)に定める取扱い (以下「w e bフィルタリングⅡ」とい います。)の適用に係る請求を行わないときは、w e bフィルタリ ングⅡの適用を行わないことについて、その契約者の親権者又 は後見人の同意を得ていただきます。</p> <p>(3) 当社は、前項に規定する親権者又は後見人の同意を確認で きない場合、その契約者の年齢に応じて当社が別に定める種類 のw e bフィルタリングⅡを適用した上で、この機能を提供し ます。</p> <p>(4) 当社は、この機能を利用している契約者又はその契約者の 親権者若しくは後見人から請求があったときは、当社が別に定 める接続先に限り接続する取扱いを行います。この場合におい て、この取扱いについては、接続先の範囲に応じ、当社が別に 定める種類があり、契約者は、その種類を指定して請求してい ただきます。</p> <p>(5) 契約者は、その契約者回線において当社が別に定める移動 無線装置を利用する場合、(4)に規定する取扱いのほか、接続 先について、その一部を契約者が指定することができる機能 (以下「w e bフィルタリング・カスタマイズ機能Ⅱ」とい います。)を利用することができます。</p> <p>(6) 契約者 (20 歳未満の者に限ります。)がw e bフィルタリ ングⅡの適用を廃止又はその種類の変更に係る請求を行うとき は、その契約者の親権者又は後見人の同意を得ていただきま</p>

	<p>す。</p> <p>(7) その契約者回線において、当社が別に定める特定携帯情報端末を利用しているときは、webフィルタリングⅡの適用を受けることができません。</p> <p>(8) その契約者回線において、当社が別に定める特定携帯情報端末を利用しているときは、IS NET電子メールを利用することができません。</p> <p>(9) その契約者回線において、当社が別に定める特定携帯情報端末を利用している場合に限り、MMS及びIS NET電子メール(MMSに係る電気通信設備を介して電子メールの受信又は送信等を行うものに限ります。)を利用することができます。</p> <p>(10) その契約者回線について、当社の+メッセージ利用規約に定める+メッセージサービスに係る利用契約(以下「+メッセージ契約」といいます。)を締結している者に限り、同利用規約に基づき+メッセージを利用することができます。</p> <p>(11) その契約者回線に係るau契約の申込みがMNPを希望する旨の申出を伴うものであった場合(そのMNPに係る携帯電話事業者から+メッセージと同等のサービスの提供を受けていた場合であって、そのMNPを希望する旨の申出に先立ち、当社の+メッセージ利用規約に定める利用者情報引継機能と同等の機能を利用したときに限ります。)、その契約者回線について、IS NET機能の提供の請求と同時に+メッセージ契約の申込みがあり、その請求の承諾と同時にその申込みを承諾したものと取り扱います。</p> <p>(12) 当社は、1の電話番号ごとに当社が別に定めるところによりIS NET電子メールを利用するためのメールアドレスを付与します。 ただし、その契約者回線において、EZweb電子メールを利用するためのメールアドレスを付与している場合は、この限りではありません。</p> <p>(13) 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由がある場合並びに当社が別に定める場合に限りメールアドレスの変更を行います。この場合、既に蓄積されている情報を消去します。</p> <p>(14) 電気通信設備に蓄積した情報は、当社が別に定める時間経過後、消去します。</p> <p>(15) (13)又は(14)の規定により消去された情報は、復元できません。</p> <p>(16) 当社は、IS NET電子メールにおいて、当社が別に定める方法により契約者が指定した電子メールの蓄積を行わないようにする機能を提供します。</p> <p>(17) その契約者回線から送信した電子メール(IS NET電子メール及び5欄に定めるEZweb電子メールを利用したものをいい、その契約者回線の契約者が、当社が別に定める電気通信設備を利用して送信したものを含みます。)において、宛先</p>
--	---

	<p>として指定されたメールアドレスののべ数の合計が、その日の開始時から起算して 1000 に達した場合、以後、同日中においては、その契約者回線からの I S N E T 電子メールの送信（その契約者回線の契約者が、当社が別に定める電気通信設備を利用して行うものを含みます。）を行うことはできません。この場合において、宛先として指定されたメールアドレスが存在しないものであった場合であっても 1 のメールアドレスとして数えます。</p> <p>(18) L T E 契約からの契約移行があった場合は、契約移行のあった日において契約移行前の L T E 契約者回線から送信した電子メール（当社の L T E 約款に定める L T E N E T 電子メールをいい、その L T E 契約者回線の契約者が、当社が別に定める電気通信設備を利用して送信したものを含みます。）において、宛先として指定されたメールアドレスののべ数を、(17) に定めるメールアドレスののべ数に含めるものとします。</p> <p>(19) 契約者（その契約者回線において、当社が別に定める特定携帯情報端末を利用しているものに限ります。）は、その移動無線装置に登録された電話番号及びメールアドレス等の当社が別に定める情報を、この機能に係る電気通信設備に保存することができます。</p> <p>(20) 契約者は、この機能を利用して情報を受ける場合に、その情報を提供するために設置された電気通信設備（インターネット等を介して接続されるものであって、当社以外の者が設置するものを含みます。）へ E Z 番号が通知されることにあらかじめ同意していただきます。</p> <p>(21) 契約者は、その契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。）に係る I S N E T 電子メールの受信に際し、特定の電気通信設備（インターネット等を介して接続されるものであって、当社以外の者が設置するものを含みます。）により、その受信に関する通知が行われることにあらかじめ同意していただきます。</p> <p>(22) E Z w e b 機能の請求があった場合は、その契約者回線について、この機能の請求があったものとみなして取り扱います。</p> <p>(23) w e b フィルタリング I の適用又はその種類の変更に係る請求があった場合は、その契約者回線について、w e b フィルタリング I で請求した種類に応じた w e b フィルタリング II の適用又は種類の変更に係る請求があったものとみなして取り扱います。</p> <p>(24) この機能を利用している契約者回線について、a u サービス利用権の譲渡があったとき（当社が別に定める場合を除きます。）又は契約者の地位の承継があったときは、この機能を廃止します。</p> <p>(25) この機能の提供を受けている契約者回線について、E Z w e b 機能の廃止があった場合は、この機能の廃止の請求があつ</p>
--	---

	<p>たものとみなして取り扱います。</p> <p>(26) webフィルタリングⅡの適用を受けている契約者回線について、webフィルタリングⅠの適用の廃止があった場合は、webフィルタリングⅡの適用の廃止に係る請求があったものとみなして取り扱います。</p> <p>(27) この機能を利用している契約者回線に係る電話番号の変更があったときは、新たにこの機能の提供を開始した場合に準じて取り扱います。</p> <p>ただし、当社が別に定める場合については、この限りではありません。</p> <p>(28) 当社は、この機能の利用に関して、インターネットに係る電気通信設備（当社が設置するものを除きます。）の通信の品質を保証しません。</p> <p>(29) 当社は、この機能を利用した場合に生じた情報等の破損若しくは滅失等による損害又は知り得た情報等に起因する損害については、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、その責任を負わないものとします。</p> <p>(30) この機能の利用開始の方法、蓄積又は保存できる情報量、1の電子メール、1のMMS及び1の+メッセージで受信又は送信を行うことができる情報量、情報の表示方法その他のこの機能に関する提供条件については、+メッセージ利用規約その他当社が別に定めるところによります。</p>
<p>28 WiMAX利用機能</p>	<p>特定MNO事業者の電気通信回線設備（主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うためのものであって当社が別に定めるものに限り。）を経由して、パケット通信（au.NET機能若しくはIS NETに係るパケット通信又はその他当社が別に定めるパケット通信に限り。）を行うことができる機能をいいます。</p> <p>備考</p> <p>(1) 第2種auデュアル、第2種auパケット又はUIMサービスの契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限り。）に限り提供します。</p> <p>(2) 27欄に定めるIS NET機能の提供を受けている契約者回線に限り、この機能を用いてIS NETに係るパケット通信を行うことができます。</p> <p>(3) 特定MNO事業者の電気通信回線設備の状況等により、この機能を利用できない場合があります。</p> <p>(4) この機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>

別表2 au国際通話の通話先地域

通話先区分	地域
通話先区分1	アメリカ合衆国（アラスカ及びハワイを除きます。）、アラスカ、オーストラリア、カナダ、グアム、サイパン、ニュージーランド、ハワイ
通話先区分2	マカオ、香港、台湾、大韓民国、中華人民共和国（香港及びマカオを除きます。）、朝鮮民主主義人民共和国
通話先区分3	アイスランド共和国、アイルランド、アゼルバイジャン共和国、アゾール諸島、アフガニスタン・イスラム共和国、アラブ首長国連邦、アルバニア共和国、アルメニア共和国、アンドラ公国、イエメン共和国、イスラエル国、イタリア共和国、イラク共和国、イラン・イスラム共和国、インド、インドネシア共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、エストニア共和国、オーストリア共和国、オマーン国、オランダ王国、カザフスタン共和国、カタール国、カナリア諸島、カンボジア王国、キプロス共和国、ギリシャ共和国、キリバス共和国、キルギス共和国、クウェート国、クック諸島、グリーンランド、クリスマス島、ジョージア、グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国、クロアチア共和国、ココス・キーリング諸島、コソボ共和国、サウジアラビア王国、サモア独立国、サンマリノ共和国、ジブラルタル、シリア・アラブ共和国、シンガポール共和国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、スペイン領北アフリカ、スリランカ民主社会主義共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、ソロモン諸島、タイ王国、タジキスタン共和国、チェコ共和国、ツバル、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、トケラウ諸島、トルクメニスタン、トルコ共和国、トンガ王国、ナウル共和国、ニウエ、ニュー・カレドニア、ネパール王国、ノーフォーク島、ノルウェー王国、バーレーン国、パキスタン・イスラム共和国、バチカン市国、バヌアツ共和国、パプアニューギニア共和国、パラオ共和国、ハンガリー共和国、バングラデシュ人民共和国、フィジー共和国、フィリピン共和国、フィンランド共和国、ブータン王国、フェロー諸島、フランス共和国、フランス領ポリネシア、ブルガリア共和国、ブルネイ・ダルサラーム国、ベトナム社会主義共和国、ベルギー王国、ベルラーシ共和国、ポーランド共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル共和国、マーシャル諸島共和国、マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国、マディラ諸島、マルタ共和国、マレーシア、ミクロネシア連邦、ミャンマー連邦共和国、モナコ公国、モルディブ共和国、モルドバ共和国、モンゴル国、モンテネグロ共和国、ヨルダン・ハシェミット王国、ラオス人民民主共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、リヒテンシュタイン公国、ルーマニア、ルクセンブルグ大公国、レバノン共和国、ロシア連邦、東ティモール、米領サモア
通話先区分4	アセンション島、アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、エジプト・アラブ共和国、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、ガーナ共和国、カーボベルデ共和国、ガボン共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ギニアビサウ共和国、ギニア共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、コモロ連合、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、ザンビア共和国、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、ジンバブエ共和国、スーダン

	<p>共和国、エスワティニ王国、セーシェル共和国、セネガル共和国、セントヘレナ島、ソマリア共和国、タンザニア連合共和国、チャド共和国、チュニジア共和国、ディエゴ・ガルシア、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ナミビア共和国、ニジェール共和国、ブルキナファソ、ブルンジ共和国、ペナン共和国、ボツワナ共和国、マイヨット島、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、モーリシャス共和国、モーリタニア・イスラム共和国、モザンビーク共和国、モロッコ王国、リビア、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト国、レユニオン、赤道ギニア共和国、中央アフリカ共和国、南アフリカ共和国、南スーダン共和国</p>
通話先区分 5	<p>アメリカ領ヴァージン諸島、アルゼンチン共和国、アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ東方共和国、エクアドル共和国、エルサルバドル共和国、オランダ領アンティール、オランダ領セントマーチン、ガイアナ共和国、キューバ共和国、グアテマラ共和国、グアドループ、グレート・ブリテン領ヴァージン諸島、グレナダ、ケイマン諸島、コスタリカ共和国、コロンビア共和国、サンピエール島・ミクロン島、ジャマイカ、スリナム共和国、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、タークス・カイコス諸島、チリ共和国、ドミニカ共和国、ドミニカ国、トリニダード・トバゴ共和国、ニカラグア共和国、ハイチ共和国、パナマ共和国、バハマ国、バミューダ諸島、パラグアイ共和国、バルバドス、プエルト・リーコ、フォークランド諸島、ブラジル連邦共和国、フランス領ギアナ、ベネズエラ・ボリバル共和国、ベリーズ、ペルー共和国、ポリビア共和国、ホンジュラス共和国、マルティニク、メキシコ合衆国、モンセラット</p>